

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する

特別措置法等の一部を改正する法律案に係る事前評価書

1. 政策の名称

我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大を規制的手法の導入により推進する政策

2. 担当部局

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課
課長 松山 泰浩

電話番号：03-3501-4031 e-mail：s-fit-kaisei@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成28年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

1. 規制の目的

平成24年にFIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）が開始されて以来、再生可能エネルギー導入量は制度創設以前に比べて約2倍に増加した一方で、事業用太陽光発電など特定の電源種別に偏った導入等の問題が生じている。また、現行法においては、高い価格で認定を取得しながら長期にわたって稼働に至らない「未稼働案件」の増加や、防災上の懸念や景観等を巡る地域とのトラブル、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う買取の原資（賦課金）の増加による国民負担の増大といった問題が生じている。それゆえ、本制度の見直しに際しては、現行の認定制度を改め、より事業を開始する確度の高い事業者を認定する制度へと変更する。また、導入の偏りとリードタイムの長い電源の導入促進に対応するため、価格の決定方式を見直す必要があると考える。さらに、三度にわたる電力システム改革の成果も活かし、再生可能エネルギーの最大導入を行うことができるよう制度を見直していく必要がある。

2030年度（平成42年度）のエネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの導入水準（電源構成比22～24%）の達成に向け、FIT制度には引き続き重要な役割が期待されること、現在発生している問題への対応と電力システム改革の成果を活かした導入拡大を目指し、再生可能エネルギー発電事業の認定制度の整備等の措置を講ずる。

2. 規制の内容

具体的な規制の内容としては、下記の4点となる。

(1) 価格決定方式の変更（入札制度の導入）

- 現行制度下においては、国は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（以下「現行法」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに調達価格等を定めることとされている。また、調達価格の決定方法としては、再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定める旨が規定されている。
- FIT制度導入から3年半が経過し、再生可能エネルギー発電設備の種類によっては、発電に要する費用の低減速度が速いこと等により、国が定める価格では事業者に過剰な利益を与える状況が生じている等の課題が指摘されている。そのため、入札の実施によってより効率的に導入を進めることができる再生可能エネルギー発電設備の区分等については、当該区分に係る認定を取得出来る者を再生可能エネルギー電気の供給価格の入札によって調達価格を決定することができる制度を導入する。また、入札の実施によって調達価格よりも安価かつ効率的に再生可能エネルギーの導入を行うために、入札を行うにあたっては調達価格の上限額を定めるものとする。
- 入札を行うにあたっては、その実施に際して経済産業大臣が入札実施指針を策定し、公表することとする。入札実施指針の内容としては、入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等、入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量、入札の参加者の資格に関する基準、保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項等を定める。
- さらに、調達価格については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（以下、「新法」という。）第3条における調達価格と調達期間の決定の方法によらず、調達価格については、入札実施指針で定めた方法により決定する額とし、調達期間については、入札実施指針によって定められた期間とすることを規定する。
- なお、入札制度に移行しない電源のうち、運転開始までのリードタイムが長い電源については、中長期的な価格目標を設定することによって価格の予見可能性を担保する。

(2) 認定制度の改正（事業計画提出・事業計画遵守の義務付け）

- 現行制度下においては、認定を取得しておきながら、実際に事業開始には至らない事業者や、事業開始後に適切な管理を行わない事業者が発生している。また、現行の認定制度は、制度開始当初は、認定を取得した時点又は接続申込の時点のいずれか遅い方で調達価格が決定される制度であったため、認定を受けて接続申込を行い、高い調達価格を確保したまま運転を開始しない「未稼働案件」の発生が問題となっている。こうした問題に対応すべく、新制度においては、系統接続契約締結を前提とした上で認定の際に事業計画の作成・提出を義務付け、事業開始に至る見込みの

高い事業を認定する制度へと変更する。

①発電事業計画の提出義務

②発電事業計画の変更の際の認定義務（軽微な変更については、経済産業大臣への届出）

③事業の廃止の際の届出義務

○その上で、経済産業大臣は、事業計画に記載された事業の内容や再生可能エネルギー発電設備が基準に適合するものであること、その事業の円滑かつ確実な実施を行うことができる見通しがあること等の観点から適切に再生可能エネルギー発電事業の実施を行うことができると認められる場合に認定を行う。具体的には、

①再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること（例、発電量を維持するために必要な管理を実施していること等）、

②再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（例、発電開始までのスケジュールが適切に設定されていること、再生可能エネルギー発電設備と電力系統との接続が行われる見込みがあること）、

等を認定の要件とする。

○経済産業大臣は、認定事業者に対し、当該認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行う。また、認定事業者が計画に従って事業を実施していないと認められる時は、予め定める相当の期限内に改善するよう命令し、また認定の取消しを行うことができる。

（３）買取義務者の変更（一般送配電事業者等に対する特定契約申込に対する応諾の義務付け）

○現行制度下においては、FIT電気の買取義務者を小売電気事業者等としている。具体的には、小売電気事業者等は、FIT認定を受けた者から特定契約（国が定める一定の期間・価格により当該再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約）の締結を求められた場合、正当な理由がない限りこれを拒んではならないという義務が課されている。

○しかしながら、系統に接続される再生可能エネルギー電気の量が増える中で、電気の需要が少ない季節においては、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）の供給エリア全体の需要量を超えるほどの再生可能エネルギー電気が発電される可能性が生じている。こうした状況を踏まえ、系統全体の電気の需要と供給を把握しながら効率的に再生可能エネルギー電気の発電量を調整した上で買い取る必要があるため、再生可能エネルギー電気の買取義務者について、電気事業法上、周波数維持義務を負い（電気事業法第26条、第27条の26）、出力制御を主体的に行う系統運用者である一般送配電事業者等とすることへと変更する。この改正に伴い、以下の規定を置く。

○一般送配電事業者等は、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を買い取った際には、経済産業省令で定める基準に従い、当該電気を卸電力取引市場による取引を

經由してまたは相対で小売事業者等に供給するか、若しくは自ら使用する義務を負う。なお、買い取った電気を供給する際、特定の小売電気事業者等に対し差別的取り扱いをしてはならない。本規定に違反する行為があったと認めるときは、経済産業大臣は、一般送配電事業者等に当該行為の停止・変更を命令できる。

○買い取り後の再生可能エネルギー電気の取扱いについて、一般送配電事業者等に次の義務を課す。

①再生可能エネルギー電気卸供給約款（特定契約に基づき買い取った再生可能エネルギー電気の供給その他の供給条件について定めたもの）の作成と経済産業大臣への届出を行う義務

②当該届出をした約款に基づく料金と供給条件による電気の供給義務

③当該約款の供給条件の変更に際しての経済産業大臣への届出義務

○経済産業大臣は、上記の約款につき、変更命令を行う権限を有する。その上で、期限までに変更の届出がないときは、約款・供給条件等を変更する権限を有する。

（４）減免制度の見直しについて

○現行制度においては、電力多消費事業者の売上高千円当たりの電気使用量（kWh）が、製造業では平均の８倍（非製造業は政令で定める割合）以上となる事業を行う事業者からの申請により、賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定を受けたものについて、その賦課金負担について、１００分の８０を下らない政令で定める割合（政令において、８割と規定。）を乗じて得た額を減じた額とする旨の規定が設けられている。減免制度の見直しについては、減免の認定にあたり、①電気の使用に係る原単位の改善のための取組を確認するとともに、②我が国の国際競争力強化を図る観点から認定を行うことを明確化する。具体的には、下記の通りの改正を行う。

○第一に、本制度の適用を受けるための認定の要件として、認定申請に係る事業において電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組が行われていることを追加する。また、認定にあたって、我が国の国際競争力の強化を図る観点から認定を行うことを法文上も明確にする。

○第二に、賦課金額の減免の適用を受ける電気の使用量を、認定を受けた事業所が使用する電気の使用量のうち、新法第３７条第１項の認定に係る事業の電気の使用量に限定するための改正を行うこととする。また、賦課金額の減免率を、事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて、８割を超えない範囲内において政令で定める割合とする。

3. 規制の必要性

（１）価格決定方式の変更（入札制度の導入）の必要性

○現行制度下においては、前述の通り、調達価格は年度毎に、「通常要すると認められる費用等を基礎として」定められているものである。しかしながら、国が毎年度調達価格を決めるよりも速く発電の費用の下落が発生するような電源については、

国が価格を決定するよりも、むしろ民間市場における競争を価格決定に活用することがより効率的な導入を進めることに繋がると考えられる。それゆえ、価格の下落の速度が速く、多くの事業参入が見込めるといった特徴を有するもので、入札の実施によってより効率的に再生可能エネルギー導入を進めることができると考えられる区分等については、国が定める価格よりも安い価格で再生可能エネルギー電気の供給を可能とすべく、入札制度を導入する。

- 上記によって、全国の電源を対象として一律かつ一元的な入札を行うことによって、地点にとらわれず全国で最も安い値段で供給できる事業者からの再生可能エネルギー電気の導入を行うことができるようになるため、全国におけるメリットオーダー¹が進み、再生可能エネルギーの最大限の導入に繋がると考えられる。

(2) 新認定制度移行に伴う事業計画提出・事業計画遵守の義務付けの必要性

- 現行制度下においては、高い買取価格を確保しながら運転を開始しない「未稼働案件」が発生し、他の事業者にとってシステムを確保しづらくなるのみならず、適切な管理がなされないまま放置される太陽光発電設備が増加し、立地に際して地域とのトラブル発生等の問題が顕在化している。
- 現行制度下においては、再生可能エネルギー発電設備は、経済産業省令で定める設備の基準（現行法第6条第1項第1号）、及び発電の方法の基準（現行法第6条第1項第2号）を適合した設備を認定するものであるが、現行制度の認定では、事業者が実際に事業を開始する可能性が高いかどうかを確認することはできない。また、運転開始後の事業の適切な実施を義務付ける基準も設けておらず、適確な事業実施は事業者任せられている状況である。
- 上記の問題に対応するため、新制度においては、系統接続契約の締結を前提とした上で事業者が発電事業計画を作成・提出させることで、事業を開始する可能性が高いと見込まれる事業者を認定することとする。
- 認定に際しては、発電事業者の事業計画に記載された事業の内容や再生可能エネルギー発電設備が基準に適合するものであること、その事業の円滑かつ確実な実施を行うことができる見通しがあること等の観点から適切に再生可能エネルギー発電事業の実施を行うことができると認められることが要件となっており、認定後にこれら基準に基づく事業を行っていない事業者については、指導・助言及び改善命令を行い、状況が改善しないようであれば、認定の取消しを行うことができるものとする。

(3) 一般送配電事業者等に対する特定契約申込に対する応諾義務付けの必要性

- 再生可能エネルギーの導入拡大のためには安定的な系統運用が必要不可欠となると

¹安価な電源から売買取引が成立し、発電コストの安いものから順番に導入が行われること

ころ、現状においては、系統に接続される再生可能エネルギー電気の量が増える中で、電気の需要が少ない季節においては、一般送配電事業者の供給区域全体の需要量を超えるほどの再生可能エネルギー電気が発電される可能性が生じている。こうした事態が生じる場合には、通常は、系統運用者がネットワーク全体の電気の供給と需要の状況を踏まえ、系統に接続する電源に対して出力の抑制を指示することで、系統全体の電気の需要と供給のバランスをとることとなる。

- こうした状況において、系統の需給状況を把握し、日々の需要の変動に応じた電気の供給を行うことができるのは、託送供給を独占的に行っており、エリア内の系統全体の需給状況を把握している一般送配電事業者等以外に存在しない。そのため、一般送配電事業者等に特定契約申込に応じる義務を課すことが必要となる。
- なお、現行制度（本年4月の改正電気事業法施行後）下においては、小売電気事業者が電気の調達義務を負う一方で、出力制御の指示は一般送配電事業者等が行っている。こうした状況下において、発電される予定の電気の「計画値」と実際に発電された電気の「実績値」に齟齬があった場合は、電気の供給が行われる前に一般送配電事業者等が系統における需給を調整する必要がある。その上で、予測と実態で齟齬を生じた分については小売電気事業者が一般送配電事業者等に対し、金銭的に精算を行うこととなる。今回の改正において、電気の調達主体と需給調整の主体がともに一般送配電事業者等となったことで、小売電気事業者と一般送配電事業者間での料金精算の仕組み等が簡素化されることに加え、電気の調達義務者である一般送配電事業者が自ら出力制御を行うことができるようになり、出力制御時の業務フローや権利義務関係が簡素化する、といったメリットが生じるようになる。これにより、再生可能エネルギー電気の導入が一層進展することが期待される。

（４）減免制度見直しの必要性

- 現行制度下においては、賦課金の減免額総額が年々増加することに伴い、減免を行うための必要額も同様に増加している。今後、本制度を持続的に運用するため、賦課金の活用などにより減免の原資を確保するとともに、減免対象とならない家庭や事業者から制度の維持に理解が得られるよう、所要の見直しを行う必要がある。
- 現行制度下においては、電気の使用に係る原単位が一定の水準を超えていること、認定を受けようとする事業所における電気の使用量が政令で定める量を超えていることを賦課金の減免の認定にあたっての要件としている。しかしながら、現在の減免制度については、減免制度の適用を受ける前提として、事業者が当然取り組むことが期待される電気の使用の合理化に向けた取組が適切になされていることが制度上担保されていないといった指摘がなされている。そこで、減免認定の際の要件として事業者の電気の使用の合理化に向けた取組（電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組）を追加し、これを認定にあたって確認する仕組みとする。

なお、我が国の国際競争力強化という本制度創設時の趣旨条文上明確化するため、その旨を条文中で規定することとする。

4. 法令の名称・関連条項とその内容

[名称]電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

[関連条項]

- ・入札制度の導入（新法第4条～第8条）
- ・新認定制度移行に伴う事業計画提出・計画遵守の義務付け（新法第9条～第15条）
- ・一般送配電事業者等に対する特定契約申込に対する応諾義務付け（新法第16条～第20条）
- ・減免制度の見直し（新法第37条）

5. 想定される代替案

今回の各種措置の創設に関して、各政策の現状の改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を行う上で、代替手段を検討する。

具体的には、下記4つの措置について検討を行う。

- ① 価格の決定方式
- ② 事業計画の提出を求める新認定制度への移行
- ③ 一般送配電事業者等に対する特定契約申込の応諾の義務付け
- ④ 減免制度の見直し

（1）代替案の設定に際した検討事項

措置①：価格の決定方式について

○再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制に向けて、導入量・導入実態に応じて、事業者によるコスト低減努力を促していく価格設定を行えるよう、制度の見直しを行う必要がある。価格決定方式については、現行制度においては、「通常要する費用」等を基礎として、調達価格等算定委員会の意見を聴いて経済産業大臣が決定する（国が価格を定める）方式となっている。しかしながら、既に述べている通り、価格の下落速度が速く、多くの事業参入が見込めるといった特徴を有する電源の区分については、国が価格を定めた結果、価格の設定が実勢価格を反映したのものとならず、過度の利潤を事業者に与えてしまう可能性がある。よって、こうした特徴を持つ電源については、入札制度を導入し、民間の価格競争によってよりコスト効率的な再生可能エネルギー導入を目指すべきだと考える。これを改正案とする。

○代替案として、ドイツにおいて実施された、「買取価格の低減率を導入量に連動させて変更させる（毎年決定するのではなく、予め価格低減率を定める）」方式が考えられる。再生可能エネルギー電気の年度毎の導入量に応じて価格を設定する、というように買取価格の低減率を導入量に連動させて変更させる方式を採用することで、国が価格を定める方式においてもコスト効率的な導入を行うことができると考える。

○以上より、現行制度と、「入札の実施によってより効率的に導入を進めることができる区分等については入札の結果によって価格を決定する」という改正案と、「一

定の価格での買取は継続するが、買取価格の低減率を導入量に連動させて変更させる」という代替案を比較し、現行制度と比べて改正案・代替案を導入した際に追加的に発生する費用・便益を整理した上で両者を評価し、より望ましい案はどちらかを検討したい。

措置②：事業計画の提出を求める新認定制度への移行について

- 現行の認定制度においては、実際に事業開始には至らないにも関わらず認定を取得する事業者や、認定を取得しても事業開始後に適切な管理を行わない事業者が発生し、問題となっていたところ、制度の改正に際しては、事業を開始する確度の高い事業者を認定すること、適切な事業の運営を行う事業者に認定を与えることを目的として、認定制度の見直しを行うことが重要である。
- こうした背景から、改正案においては、認定に先だって接続契約の締結を求めることで事業開始の確度の高い事業者を認定するとともに、認定の際に事業計画の提出を求めること、認定の要件として事業計画遵守を規定することにより、事業者に必要な事業運営を求めていくものとなっている。
- しかしながら、適切な事業の運営を行う事業者に認定を与えるという目的を徹底するのであれば、事業計画の認定に留まらず、事業確度・事業の適切な運営の両面から要件を厳格化し、事業計画に加え事業者の適正性（例として、事業を行うに十分な財務基盤があるか、役員のうち過去に刑罰を受けた者がいないか等）を確認し、FITによる売電事業を「者」に着目した許可制度とすることで発電事業者の適切な事業運営を義務づけることが代替案として検討できる。
- 以上より、措置②については、「事業計画の提出を求め、事業計画を認定する。また、認定に先だって接続契約締結を求める」という改正案と、「FITによる売電を「事業者」に着目した許可制とする」という代替案を比較する。

措置③：一般送配電事業者等に対する特定契約申込の応諾の義務付けについて

- ③について、再生可能エネルギー電気の買取義務者を誰にすべきか、という論点については、改正案である「一般送配電事業者等を買取義務者にする」という案以外に、そもそも「買取義務者を設定せず、再生可能エネルギー電気の買取を発電事業者と小売電気事業者の直接売買（ダイレクト・マーケティング）に委ね、実際の売買価格と法定調達価格との差額を後で補填する」という代替案が想定できる。後者の場合においては、発電事業者は相対取引もしくは卸電力取引市場を活用した売買取引により売電を行うことになる。
- ただし、この場合、現在の卸電力取引市場においては、電気の最低取引単位が設けられていることから、最低取引単位の発電ができない出力の発電設備（1MW未満）を運用する事業者は市場を活用することができなくなり、相対取引のみが選択肢となる。

措置④：減免制度の見直しについて

○④については、改正案である「減免認定の要件として電気の使用の合理化に向けた取組を行うことを追加」するものに加え、代替案として、「現行案に加えてガイドラインを作成し、電気の使用の合理化に向けた自主的な努力を求める」案を提示する。

(2) 検討の方法

検討に際しては、改正案・代替案をそれぞれ「ベースライン（現行制度）」と比較し、その結果生じる追加的な費用・便益を表に整理し、その上で費用便益分析により両方の案につき分析を行う。

6. 規制の費用

上記の4措置に係る改正案及び代替案につき、まず費用面について分析を行う。

まず、措置①について考える。改正案・代替案との比較対象となる現行制度（ベースライン）は、「毎年度、一定の価格による再生可能エネルギー電気の買取を行う。その際の調達価格は、供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定める」というものである。

改正案は、設備の規模・出力等を区分に分け、そのうちで指定された特定の区分で発電・売電を行う場合は入札によって調達価格を決めるものとする方式である。本方式においては、落札した者のみが入札額を供給価格として売電を行うことができ、落札できなければFITを活用した売電を行うことができない。なお、入札に際しては、入札された額が高い価格になりすぎないように、一定の上限価格を設定する。

また、代替案は、前年度の導入量に応じて翌年度の調達価格を決定する方式である。前年度の導入量が少なければ調達価格は高くなり、多ければ調達価格は下がる。

①価格の決定方式について

| | 改正案： | 代替案： |
|-----------|--|---|
| | 入札の実施によって、より効率的に導入を進めることができる区分等については入札の結果によって価格を決定する案 | 導入量に連動して低減率が決定され、翌年度の買取価格を変動させる案 |
| 遵守費用 | ・ 指定区分で発電を行っている事業者が落札できなかった場合、当該事業者はFITを活用した売電ができなくなる。 | ・ 毎年再生可能エネルギーがどの程度導入されるかにつき、導入量の予測が困難である。 |
| 行政費用 | ・ 入札の実施に際して、入札業務に従事させる人員を配置する等の追加費用が発生する。 | ・ 導入量に応じて価格の低減率を設定することが困難であり、低減率の設定に際して追加費用が発生する。 |
| その他の社会的費用 | ・ 特に発生する費用は想定できない。 | ・ 特に発生する費用は想定できない。 |

次に、措置②について考える。改正案・代替案との比較対象となる現行制度（ベースライン）は、「設備につき認定を行う。その際、接続契約の締結は認定時に求めない」という制度である。その上で、改正案である「事業計画を提出させ、その事業計画につき、認定を行うことで事業の確度の高い事業者を認定する」案は、認定時に認定の要件として電力会社との接続契約締結を必要とするとともに、事業をいつまでに開始し、どのような設備・方式で発電を行い、撤去はいつ行うか、等を定めた計画（発電事業計画）を策定し、提出することを求める。改正案は、現行法に比べ認定時に満たすべき要件を厳しくしており、これにより事業開始の確度の低い事業者を峻別し、実際に事業を開始する蓋然性が高い事業者を認定する仕組みとする。代替案においては、事業開始の確度や事業の適切な実施確保の観点から、設備や事業計画のみならず「事業者」に着目して許可を与える制度となる。このことにより、事業開始の確度の高い事業者のさらなる峻別と、事業の適切な実施を厳格に行う制度を想定する。

改正案・代替案の両者につき、ベースラインとの比較を行った際、その遵守費用・行政費用・その他の社会的費用は下記の通りとなる。

②事業計画の提出を求める新認定制度への移行について

| | 改正案： | 代替案： |
|-----------|---|--|
| | 事業計画の提出を求め、事業計画を認定する。また、認定に先だつて接続契約の締結を求める案 | F I Tの要件を厳格化し、許可制を導入した案 |
| 遵守費用 | ・ 事業計画の作成・提出に係る追加費用が発生する。 | ・ 事業の適切な実施を継続するため、事業の運営面等において追加費用が発生する。 ・ 「事業者」に許可を与える制度であるため、事業を他社に売却・移譲する際には許可を再取得する必要があるようになる。この結果、事業の移譲・売却に困難が生じるため、ビジネスの実態と乖離するおそれがある。 |
| 行政費用 | ・ 認定の際の確認事項が増える（事業計画・接続契約）等、一定程度行政機関に追加負担が発生する。 ・ 事業計画遵守の確認のため、再生可能エネルギー発電設備が運転を開始した後に事業の運営状況を確認する必要がある、そのための行政コストが発生する。 | ・ F I Tの許可を行う際、厳格な要件に基づく審査が必要になり、行政費用が増大する。 ・ 事業が適切に実施されているかの確認のため、再生可能エネルギー発電設備が運転を開始した後に事業の運営状況を徹底して確認する必要がある、そのために大きな行政コストが発生する。 |
| その他の社会的費用 | ・ 特に発生する費用は想定できない。 | ・ ビジネスの実態に合わず、再生可能エネルギービジネスの市場が縮小し、結果的に再生可能エネルギー電気の導入拡大に繋がらないことが懸念される。 |

同様に、措置③については、改正案である「一般送配電事業者等を買取義務者にする」案及び、代替案である「買取義務者を設定せず、再生可能エネルギー電気の買取を発電事業者と小売電気事業者の直接売買に委ね、売買価格と調達価格の差額を後で補填する」案の両者を比較した際、その費用については下記の通り整理できる。

③一般送配電事業者等に対する特定契約申込の応諾の義務付けについて

| | 改正案： | 代替案： |
|-----------|---|--|
| | 一般送配電事業者等を買取義務を課す案 | 買取義務者を設定せず、再生可能エネルギー電気の買取を発電事業者と小売電気事業者の直接売買に委ねる案 |
| 遵守費用 | <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者等が円滑に買取を進めるためのシステムの構築・運用費用が発生する。 一般送配電事業者等に、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、届け出るという追加的なコストが発生。 | <ul style="list-style-type: none"> 卸電力取引市場における取引最低単位の発電ができない出力の発電設備（1MW未満）を運用する発電事業者は、市場を活用することができない。また、それにより相対取引以外の選択肢を取り得なくなり、相対取引が成立しなかった場合、売電を行うことができない。 |
| 行政費用 | <ul style="list-style-type: none"> 約款の届出の受理に係る行政費用が生じる。 | <ul style="list-style-type: none"> 個々の売買取引を捕捉し、それら取引に応じた買取費用の精算に伴う行政費用の増加が見込まれる。 導入量に応じた価格の設定が極めて困難であり、導入量に連動した価格算定にかかる行政費用が増大する。 |
| その他の社会的費用 | <ul style="list-style-type: none"> 特に発生する費用は想定できない。 | <ul style="list-style-type: none"> 買取が義務付けられていないことで、再生可能エネルギー電気の買取が進まず、再生可能エネルギー導入拡大に向けた足枷になることが懸念される。 卸電力取引市場における取引最低単位の発電ができない出力の発電設備（1MW未満）で発電された再生可能エネルギー電気分については、相対取引が成立しなかった場合売電が不可能になり、導入が進まなくなる。 |

措置④については、改正案である「減免認定の要件として電気の使用の合理化に向けた取組を行うことを追加する」案と、代替案として、「現行案に加えてガイドラインを作成し、電気の使用の合理化に向けた自主的な努力を求める」案を比較した際の追加費用を以下のとおり比較する。

④ 減免制度の見直しについて

| | 改正案： 減免認定の要件として電気の使用の合理化に向けた取組を求める案 | 代替案： 電気の使用の合理化に向けた取組を要件に追加することはないが、ガイドラインの策定により自主的な取組を求める案 |
|-----------|--|--|
| 遵守費用 | ・減免認定を受けるにあたって、電気の使用の合理化に取り組むことが求められるため、事業者にとって電気の使用の合理化に向けた取組を行う分の追加費用が生じる。 | ・ガイドラインに沿った、電気の使用の合理化に向けた自主的な取組により追加費用が生じる。 |
| 行政費用 | ・認定の際に電気の使用の合理化に向けた取組についても確認するため、事務処理のための行政費用が発生する。 | ・法令ではない自主的な取組をどこまで求めるのかが不明確であり、制度運用の際に詳細なルールを定める必要あり。 ・ガイドラインの作成・周知につき、追加費用が発生する。 |
| その他の社会的費用 | ・特に発生する費用は想定できない。 | ・特に発生する費用は想定できない。 |

7. 規制の便益

代替案の検討の際に提示した下記の4措置（①価格の決定方式、②事業計画の提出を求める新認定制度への移行、③一般送配電事業者等に対する特定契約申込の応諾の義務付け、④減免の見直し）につき、改正案と代替案において、主体ごとに便益を比較する。

比較すべき便益を享受する主体としては、「遵守費用（義務を課された主体の支払うコスト）」の裏返しとしての「義務を課される主体が受ける便益」、「行政機関が受ける便益」、「社会（需要家・一般公衆等）が受ける便益」の3つであると考えられるため、それぞれの主体に応じて措置毎に下記の通り整理する。

検討に際しては、規制の費用と同様、改正案・代替案をそれぞれ「ベースライン（現行制度）」と比較し、その結果追加的に生じる便益を下記の通り表に記載する。

① 価格の決定方式について

| | 改正案： | 代替案： |
|---------------------------------------|---|---|
| | 入札の実施によってより効率的に導入を進めることができる区分等については入札の結果によって価格を決定する案 | 導入量に連動して低減率が決定され、翌年度の買取価格を変動させる案 |
| 義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事業者等) | ・落札することができれば、自らが入札した価格を売電時の価格にすることができるため、売電収益の予見可能性が高まる。 | ・前年の導入量を基にして翌年度の価格を予想できるようになるため、現行制度よりは価格の予見可能性が高くなる。(ただし、そもそも導入量自体の適切な把握が困難であるため、こうした恩恵は限定的である。) |
| 行政機関 | ・国が算定するよりもさらに低い調達価格で再生可能エネルギー電気を導入できることになり、政策目的である「再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の両立」の実現に向けて大きな助けとなる。 | ・導入量に応じた価格変動の方式を予め定めておくことで、必ずしも調達価格等算定委員会を毎年開催する必要がなくなるため、行政費用が低減する。 |
| 需要家・国民(一般公衆) | ・最も安い発電事業者から導入が進むことで賦課金の総額が安く抑えられ、国民負担(電気の使用者の負担)を低減させることができる。 | ・調達価格の設定の仕方によっては、賦課金の額を低く抑えることができ、国民負担の低減に繋がる。 |

② 事業計画の提出を求める新認定制度への移行について

| | 改正案： | 代替案： |
|------------------------------------|---|-----------------------|
| | 事業計画の提出を求め、事業計画を認定する。また、認定に先だつて接続契約の締結を求める案 | FITの要件を厳格化し、許可制を導入した案 |
| 義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事) | ・特に発生する便益は想定できない。 | ・特に発生する便益は想定できない。 |

| | | |
|--------------|---|---|
| 業者等) | | |
| 行政機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続契約を結んだものを認定する仕組みに変更した結果、再生可能エネルギーの認定量と実際の導入量との差が縮小していくことが期待されるため、再生可能エネルギー導入における予見可能性が高まり、エネルギー政策の中長期方針であるエネルギーミックスの実現に資する。 ・ 計画遵守が定められたことで、計画違反を理由として認定取消しを行うことができるようになることより運用面において適切に事業を実施していない事業者に対処することが可能になる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続契約を結んだものを認定する仕組みに変更した結果、再生可能エネルギーの認定量と実際の導入量との差が縮小していくことが期待されるため、再生可能エネルギー導入における予見可能性が高まり、エネルギー政策の中長期方針であるエネルギーミックスの実現に資する。 ・ 事業を行う上での「事業者」の適正性に着目した許可制を導入した結果、運用面において適切に事業を実施していない事業者の出現が抑制される。 |
| 需要家・国民（一般公衆） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画遵守義務を規定することで、適切な発電設備の管理や事業終了の際の設備撤去といった現行法において問題となっていた不適切な事案の発生が抑制される。 ・ 優良な事業者に認定を与えることに繋がることで地元の理解が進み、再生可能エネルギー導入の着実な拡大に資する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要件の厳格化によって、適切な発電設備の管理や事業終了の際の設備撤去といった現行法において問題となっていた不適切な事案の発生が抑制される。 ・ 一部の優良な事業者に許可を与えることに繋がることで地元の理解が進み、限定的ながらも再生可能エネルギー導入の拡大に資する。 |

③一般送配電事業者等に対する特定契約申込の応諾の義務付けについて

| | 改正案： 一般送配電事業者等へ買取義務を課す案 | 代替案： 買取義務者を設定せず、再生可能エネルギー電気の買取を発電事業者と小売電気事業者の直接売買に委ねる案 |
|---------------------------------------|---|--|
| 義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事業者等) | <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者にとって、買取窓口が供給エリアにおける一般送配電事業者等へ一元化されることで、取引コストが低減。 ・一般送配電事業者等以外が買取義務者となった場合や、そもそも買取義務を課さない場合に比べて、計画値と実績値の齟齬の調整や出力制御の際の金銭的処理等のコストが低減。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者等にとっては、再生可能エネルギー電気を自由に売買取引できるようになる。 ・発電事業者にとっては、売電価格を自由に設定することができる。 |
| 行政機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・買取義務主体が少なくなることにより、行政による監視コストが低減する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・買取義務そのものがなくなるため、行政による監視コストが不要となる。 |
| 需要家・国民（一般公衆） | <ul style="list-style-type: none"> ・系統の需給状況を把握している一般送配電事業者等が需給状況に応じた再生可能エネルギー電気の買取を行い、円滑な広域融通等を実施することによって一層の再生可能エネルギー導入拡大を期待できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国規模でのメリットオーダーが進む可能性があり、広域融通が促進され一層の再生可能エネルギーの導入拡大を期待できる。 |

④減免の見直しについて

| | 改正案： | 代替案： |
|---------------------------------------|---|---|
| | 減免認定の要件として電気の使用の合理化に向けた取組を求める案 | 電気の使用の合理化に向けた取組を要件に追加することはないが、ガイドラインの策定により自主的な電気の使用の合理化に向けた取組を求める案 |
| 義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事業者等) | ・特に発生する便益は想定できない。 | ・特に発生する便益は想定できない。 |
| 行政機関 | ・認定の要件を適正化することで、電気の利用者に電気の使用量に応じて負担を求めるFIT制度の例外として、我が国の国際競争力強化の観点から電気を多消費せざるを得ない事業者の賦課金負担を減免する制度について、この制度趣旨に則した運用を行うことを担保し、減免制度に要する必要額を適切なものとし、「再生可能エネルギーの最大導入と国民負担の両立」の達成に資する。 | ・特に発生する便益は想定できない。 |
| 需要家・国民（一般公衆） | ・各事業者による電気の使用の合理化に向けた取組が進む蓋然性が高い。 | ・改正案ほどではないものの、各社の自主的な電気の使用の合理化に向けた取組が行われる可能性有り。ただし、あくまで自主努力に委ねられているため、効果は未知数。 |

8. 政策評価の結果

①～④の各措置につき、費用便益分析により費用と便益の関係を比較する。

1. 措置①：価格の決定方式に関する改正案・代替案の評価

(1) 遵守費用と義務を課される主体が得る便益の比較

まず、措置①について考える。本件の遵守費用については、改正案においては、指定区分で発電を行っている事業者が落札できなかった場合、当該事業者はFITを活用した売電ができなくなることが挙げられる。代替案については、毎年再生可能エネルギーがどの程度導入されるかの予測が困難である。このことは、導入量に連動して価格が決定されることを考えれば、価格の予見可能性の低さに繋がり、事業者にとって発電事業を行う上での困難を生じさせる。

義務を課される主体が得る便益については、改正案においては、コスト競争的な事業者にとっては、落札することができれば自らが入札した価格を売電時の価格にすることができるため、売電収益の予見可能性は現行制度と比べて大きく向上していると言える。他方、代替案においては、前年の導入量を基にして翌年度の価格を予想できるようになるため、現行制度よりは価格の予見可能性が高いと言えるものの、そもそも年度毎の導入量を的確に把握することが事業者にとっては困難であるため、そうした便益は限定的な範囲でしか享受できないものであると考える。

(2) 行政費用と行政が得る便益の比較

行政費用については、改正案においては、入札制度の導入と入札の実施に際して、入札業務に従事させる人員を配置する等の追加費用が発生する。また、当該入札業務を指定法人等に委託するとしても、それらの法人を監督する必要があり、この場合も行政費用は追加的に発生すると言える。代替案においては、導入量に応じて翌年度の買取費用を算定するための追加費用が発生することに加え、毎年再生可能エネルギーがどの程度導入されるか予測が困難になることで、年度における導入量の予測に追加的な費用が生じると考えられる。

一方で、行政主体が得られる便益については、改正案においては入札によって国が算定するよりもさらに低い調達価格で再生可能エネルギー電気を導入できることになり、政策目的である「再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の両立」の実現に向けて大きな助けとなる。今回の法改正の大目的の一つが上記であることを考えれば、そうした目的と整合的である改正案は非常に望ましいものであると言える。他方、代替案については、導入量に応じて価格がどのように変動するかを予め設定しておくことにより、必ずしも毎年調達価格等算定委員会を開催して翌年度の調達価格を決定する必要がなくなると考えられるため、行政費用は低減すると考えられる。

(3) その他社会的な費用と社会（一般公衆など）が受ける便益の比較

その他社会的費用については、改正案においては特に発生する費用は想定できないが、代替案においては、高い調達価格を設定した年度に事業者からの認定の申込みが急に

増加した場合、当該年度における再生可能エネルギー電気の買取にかかる費用が極めて高くなり、賦課金の上昇により国民負担が増加するおそれがある。買取価格の低減率を導入量に連動させて決める方式は、認定量・導入量の予測が難しく、ドイツ等において高い価格を設定した年度に認定が急増したことで賦課金が著しく増加し、国民負担が非常に大きくなったという先例がある。この問題の解決のためには価格決定をより細かい期間で行うことも考えられるが、そうなった際には価格算定のための行政費用が増加することになる。

便益については、改正案については入札の結果最も安い発電事業者から導入が進むことで賦課金の総額が安く抑えられ、国民負担を低減させることができることが挙げられる。一方で、代替案については、価格の設定次第では賦課金の額を安く抑えられるため、国民負担の低減に繋がると言える。しかし、これは適切に導入量に応じた価格変動率を設定できた場合に限る。実際のところ、技術革新、イノベーションが著しい電源の区分については、適正な価格変動率の設定は困難であろうと考えられる。

以上より、措置①については、費用の点においては認定申請の増加によって賦課金総額が著しく増加するリスクを考えれば、費用の観点からより望ましいものは改正案であるといえる。また、便益についても、代替案によって得られる便益は改正案に比べより限定的であり、政策目的実現・国民負担抑制の観点から改正案を選択することがより合理的であると考えられる。以上より、価格の決定方式については、入札制度を導入することがより望ましい選択であると言える。

2. 措置②：事業計画の提出を求める新認定制度への移行に関する改正案・代替案の評価

(1) 遵守費用と義務を課される主体が得る便益の比較

次に、措置②について考える。本件に関する遵守費用の観点においては、改正案は事業計画遵守を義務付けられており、ベースラインと比べた際に一定程度の追加負担が生じる。また、改正案と比べて一層要件が厳格化されている代替案においては、適切な事業の実施状態を保つための管理コスト等の遵守費用は一層大きいものになる。さらに、代替案においては、「事業者」に着目して事業の許可を与える制度であるため、当然の帰結として事業を他社に売却・移譲する際には許可を再取得する必要が発生するようになる。この結果、事業の移譲・売却に著しい困難が生じるため、ビジネスの実態と制度との間に乖離が生じるおそれがある。

なお、便益の観点からは、改正案・代替案の両者について、便益は特段想定できない。

(2) 行政費用と行政が得る便益の比較

行政費用の観点からは、改正案においては、現行の制度（設備を確認）に加えて事業計画の確認及び接続契約の確認を行わなければならないため、ベースラインと比較して行政の事務コストは増大する。また、事業計画遵守を認定の要件としていることから、適切に設備の管理がなされているか、といった事項につき行政側でモニタリン

グするための行政費用が発生する。代替案については、申請時の審査コスト・事業の適切な実施がなされているかの確認コストは許可制である代替案においては一層大きくなるため、代替案の行政費用は改正案と比較して増大するものと考えられる。

他方、便益については、改正案は、事業の廃止・設備の処分等につき事業計画遵守を定めており、他法令違反を理由として認定の取消しが可能になっている。これにより、設備としては条件を満たしていても適切に管理を行わないなどといった事業者に対して認定取消しを行うことができるようになってきている。代替案においても、事業の適正な実施を行わない事業者は許可を取り消すことができるため、同様の便益を教授することができると思う。

(3) その他社会的な費用と社会（一般公衆など）が受ける便益の比較

その他社会的費用については、改正案については、特段の追加的な費用負担は予想できないが、代替案においては、許可制によって事業者の円滑な事業移譲・事業売却が困難になってしまうと、ビジネスの実態にそぐわない規制を設けた結果として再生可能エネルギービジネスの市場自体が縮小してしまうことが予想される。そうなった場合、結果的に再生可能エネルギーの導入拡大が実現できなくなる恐れがある。

他方で、社会が受ける便益としては、改正案・代替案ともに、事業計画遵守の規定や、厳格な要件の下での事業許可により、不適切な運用や事業終了の際に設備を放置するといった問題の発生が抑制されると考えられる。さらに、認定制度の変更により、適切な運用を行う事業者をより認定することができる制度になったことで、発電事業者が発電設備近辺の住民や自治体等とトラブルを生む蓋然性は低くなると考えられる。これにより地元理解が進むことで再生可能エネルギー導入の拡大に資すると考えられる。

以上より、②事業計画の提出を求める新認定制度への移行について改正案と代替案を比較した場合、代替案は、事業の適切な実施を確保する観点から改正案よりも便益が期待できるものの、許可制による規制を行った結果、制度とビジネス実態との乖離が発生するおそれがあることや、それに伴う再生可能エネルギー導入拡大が停滞する懸念があることを考えれば、認定制度の見直しにおいてより望ましいものは改正案（事業計画の提出を求め、事業計画を認定する案）であると考えられる。

3. 措置③：一般送配電事業者等に対する特定契約申込の応諾の義務付けに関する改正案・代替案の評価

(1) 遵守費用と義務を課される主体が得る便益の比較

続いて措置③について考える。本件については、遵守費用の観点からは、改正案については一般送配電事業者側において、再生可能エネルギー電気の買取主体を変更することに伴うシステムの構築・導入に追加的費用が生じる。便益の観点では、発電事業者にとっては、買取窓口が無数にある小売電気事業者から一般送配電事業者等に一本化されることで、その取引費用は低減する。さらに、供給エリア内の需給状況を把握している一般送配電事業者等であれば、系統における需給調整を円滑に進めること

ができるため、送配電買取の場合においては需給調整に伴う調整コストは低減する。

他方、ダイレクト・マーケティング方式を採用した代替案については、卸電力取引市場における取引最低単位の発電ができない出力の発電設備（1 MW未満）を運用する発電事業者は、市場を活用することができない。また、それにより相対取引以外の選択肢を取り得なくなり、相対取引が成立しなかった場合、売電を行うことができなくなる。便益の観点からは、小売電気事業者等にとっては、再生可能エネルギー電気を自由に売買取引できるようになること、それによって売電価格を自由に設定できることが便益として挙げられる。

（２）行政費用と行政が得る便益の比較

次に、行政費用の観点からは、買取義務者を一般送配電事業者等に変更する場合には、再生可能エネルギー卸供給約款の内容等を省令で定める等、制度の詳細設計についての検討や、実際に改正を行った送配電買取の制度運用につき一定の行政費用が生じる。また、届出を受けた再生可能エネルギー電気卸供給約款の確認についても行政費用が生じる。

本件については、同様に代替案についてもダイレクト・マーケティング方式に移行した際の制度の詳細設計・制度運用について一定の行政費用が生じるものと考えられる。さらに、代替案においては、個々の取引によって生じる買取費用を計算するため、無数に行われる取引を補足し、その際に生じた買取費用を正しく把握する必要があるため、現行制度に比して大きな行政費用が生じるものと考えられる。

他方、行政機関にとっての便益は、改正案については、買取義務の主体が少なくなることによって行政による監視コストが低減すること、代替案においては、そもそも買取義務の主体がなくなること、当該監視コストそのものが不要となることが挙げられる。

（３）その他社会的な費用と社会（一般公衆など）が受ける便益の比較

その他の社会的費用としては、改正案の場合は特段の費用は生じないものと考えられる。一方、代替案の場合は、そもそも買取義務者が規定されておらず、再生可能エネルギー電気の買取が義務付けられていないため、再生可能エネルギーの導入が進まなくなる懸念がある。さらに、買取義務者が規定されていないため、系統全体の需給を見ながら再生可能エネルギー電気の買取を行うことができる主体が存在しない。そのため、発電量の調整や出力制御といった系統における需給調整の際に追加的な費用が生じることで、円滑な広域融通や出力制御の足枷となり、結果として再生可能エネルギーの導入拡大にブレーキがかかるおそれがある。さらに、卸電力取引市場における取引最低単位の発電ができない出力の発電設備（1 MW未満）で発電された再生可能エネルギー電気分については、相対取引が成立しなかった場合は売電が不可能になり、その分の再生可能エネルギーが導入機会を失うことになる。取引最低単位の発電ができない出力の発電設備を運用する発電事業者からの再生可能エネルギー電気の導入について大きなハードルとなるダイレクト・マーケティング方式は、現時点におい

ては再生可能エネルギーの最大導入といった政策の方向性と整合的ではない。

他方、社会が享受できる便益については、システムの需給状況を把握した一般送配電事業者等が需給状況に応じた再生可能エネルギー電気の買取を行うことで、円滑な広域融通の実施等によって一層の再生可能エネルギー導入拡大を期待できる。変動電源である再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、系統に接続される再生可能エネルギー電気の量が増える中で、系統における需給状況を踏まえた再生可能エネルギー電気の買取や発電量調整等の要請が高まることが想定されるところ、こうした便益を享受できることは今後の更なる再生可能エネルギー導入の拡大に資するものであると考えられる。代替案においては、売り手と買い手が相互を任意で選択できるため、全国規模でのメリットオーダー（安価な電源から売買取引が成立し、発電コストの安いものから順番に導入が行われること）の成立が予想でき、これに伴って広域融通が促進されることで再生可能エネルギーの導入拡大に繋がると期待される。

措置③については、改正案・代替案を比較した際、費用と便益の両面で改正案が代替案を上回るのみならず、代替案における最大のデメリットである取引最低単位以下の出力の発電設備による再生可能エネルギーが導入が阻害されることで生じる悪影響が大きいことから、改正案の一般送配電事業者等による買取義務を課す案がより望ましいと考えられる。

4. 措置④：減免制度の見直しについて

(1) 遵守費用と義務を課される主体が得る便益の比較

まず、遵守費用については、改正案では、事業者は減免認定を受けるために電気の使用の合理化に取り組む必要があるところ、（とりわけ製造業の）事業者が電気の使用の合理化に向けた取組を行うためには、設備投資を行って省エネルギー性能の高い設備を導入する等の方法で電気の使用の合理化に向けた取組を行うことが一般的であると言われている。そうした点を考えれば、改正案においては、制度改正後も減免認定を受けるため、事業者の側にとっては設備投資を行って設備を導入する等の取組実現に向けた追加費用が発生する。

一方で、これらの電気の使用の合理化に向けた取組が不十分であると判断され、減免の認定を受けられなかった事業者にとっては、従来の賦課金減免額分の損失が発生することになる。一方で、代替案については、改正案ほどではないが、ガイドラインに沿った電気の使用の合理化に向けた取組により追加費用が生じるものと考えられる。

なお、義務を課せられた主体が得る便益については、改正案・代替案ともに特段想定することができない。

(2) 行政費用と行政が得る便益の比較

行政費用について、改正案では、認定の際に電気の使用の合理化に向けた取組についての確認を求めることとしており、事務処理のための行政費用が発生する。他方、代替案においても、事業者が電気の使用の合理化に向けた努力を求めるためのガイドライン策定と、その周知のために追加の行政費用が生じると考えられる。

一方で、便益については、改正案では、認定の要件を適正化することで、電気の利用者に電気の使用量に応じて負担を求めるFIT制度の例外として、我が国の国際競争力強化の観点から電気を多消費せざるを得ない事業者が存在するところ、その賦課金負担を減免する制度について事業者が制度趣旨に則した電気の使用を行うことを担保することができることが挙げられる。これにより、減免制度に要する必要額を適切なものとし、「再生可能エネルギーの最大導入と国民負担の両立」の達成に資するものとする。

代替案については、特段の便益は想定できない。

(3) その他社会的な費用と社会（一般公衆など）が受ける便益の比較

その他社会的な費用としては、改正案・代替案ともに、特段の追加的に発生する費用は想定できない。一方で、社会が享受できる便益としては、改正案においては、各事業者による電気の使用の合理化に向けた取組が進む蓋然性が高いことが挙げられる。代替案については、電気の使用の合理化に向けた努力はあくまでガイドライン等を通じた自主努力に委ねられているため、実際に電気の使用の合理化が進むかどうかは未知数であると考えられる。

以上より、措置④については、代替案に比べて改正案は遵守費用・行政費用双方において費用が大きいものの、改正案の社会的な便益は大きく、かつ政策目的にも叶うものであると考えられるため、改正案が代替案よりもより望ましいと考えられる。

5. 最終的な判断について

以上の考察を踏まえれば、制度見直しの方向性としては改正案がより優れていると判断される。従って、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に向けた「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正は、改正案の内容に従って制度見直しが行われることが妥当であると判断できる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

昨年度より、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会においては、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」を踏まえ、これまで計14回にわたり再生可能エネルギー施策の総点検を行うとともに、施策の実施に伴って追加的に必要となった措置についても、適宜検討を行ってきた。

これらの検討を踏まえ、基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会においては、顕在化しつつある様々な課題に対応しつつ、再生可能エネルギーを持続可能な形で長期安定的なエネルギー源として導入拡大させるため、①電源の特性や導入実態を踏まえつつ、エネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの導入の姿を実現させる仕組みを構築する、②国民負担抑制の観点を踏まえ、最も効率的な形で再生可能エネルギーの導入を実現する仕組みを構築する、③電力システム改革の成果を活かしながら、効率的な形での電力の取引・流通の実現を通じて、再生

可能エネルギーの導入拡大に結びつけていく仕組みを構築するという3つの観点から、有識者により固定価格買取制度を含めた制度改革に係る議論を行ってきた。

これらの議論を踏まえ、平成28年2月5日に再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会による「報告書」が取りまとめられた。

10. レビューを行う時期又は条件

少なくとも3年毎に、本法律の施行の状況を検討し、その結果に基づき必要に応じて適切な見直しをするものとしている（改正法附則第20条関係）。

11. 備考

特になし。